

## 第6章 子ども・子育て支援制度の推進





## 第6章 子ども・子育て支援制度の推進

### 1 「子ども・子育て支援制度」のポイント

子ども・子育てをめぐる様々な課題に総合的に計画的に対応し、子育てしやすい社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく新制度が、平成27年4月からスタートしています。

この制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考えを基本に、その上で、幼児期の教育・保育の必要な量を確保し質を向上し、その他の施策と合わせて地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

「子育てしたいまち」を重点プロジェクトとする本市としては、この制度を骨格として、様々な市単独事業等を含めて、体系的に子育て支援を推進して参ります。また、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置し、必要に応じてパブリックコメント等を実施し、市民の皆様や関係団体等のご意見を頂きながら進めています。

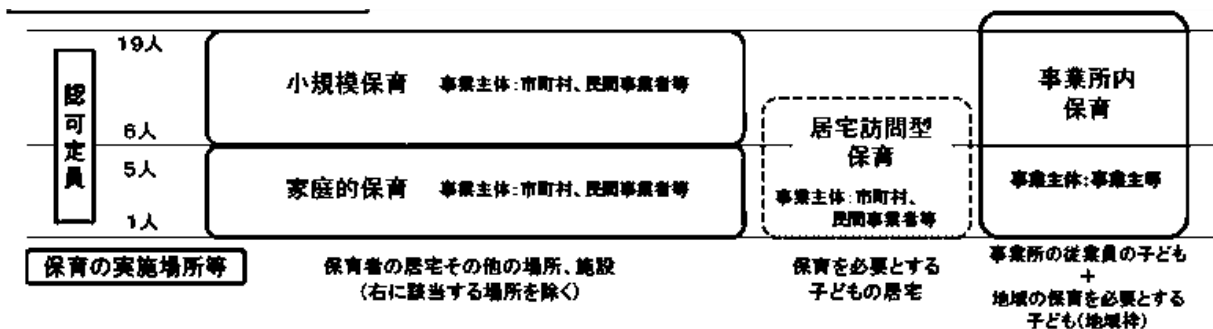
#### 制度で取り組む3つのポイント

- 1 教育と保育の「量の拡充」と「質の向上」  
ニーズ調査を踏まえて、潜在的なニーズも含めた小学校就学前の教育と保育の「量の拡充」による待機児童の解消や質の向上
- 2 「地域子ども・子育て支援事業」の充実  
地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 3 「認定こども園」の普及支援  
教育と保育の両方の機能を果たす「認定こども園」の普及支援

## 2 子ども・子育て支援制度に基づく事業体系

教育・保育給付	施設型給付	①幼稚園（新制度へ移行した幼稚園） ②保育所 ③認定こども園 ④幼稚園型認定こども園 ⑤保育所型認定こども園 ⑥幼保連携型認定こども園 ⑦地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付（※）	①家庭的保育 ②小規模保育 ③事業所内保育 ④居宅訪問型保育
地域子ども・子育て支援事業		①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 地域型保育



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

### 3 保育の必要性の認定

この制度では、「教育・保育の必要性の認定制度」の導入で、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなりました。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

#### (1) 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先：幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定（満3歳以上） 保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定（満3歳未満） 保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等】

#### (2) 保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は1日8時間まで